

村切と村落領域

——撰津国吹田村の成立——

石本倫子

はじめに

近世村落はおおむね太閤検地と村切によって村域が確定され、成立した。その太閤検地に関する研究は長年に亘って整理・体系化され、検地の政策的意義や実情について詳細な考証が積み重ねられてきた^①。また池上裕子氏の提言以降、村落に視点を据えた検地についても少なからず知見が加えられている^{②③}。しかし、検地が村落にどう影響したのか、とくに検地の「村切」としての側面を捉えた研究は今もって少ないように思われる。

村切について有光友学氏は、散懸りや出入作といった土地所有の問題よりも、まず村境の確定という境域の次元で把握されるべきであると、村切概念を明確にした^④。しかしその後、氏の研究を引き継いだ、近世村落成立における境域の確定についての究明は不十分であるといえる。

一方、検地と村切が土地所有に関する錯綜関係を清算して

新しい「人と土地との関係」を創出するための兵農分離政策の具体的作業であるとしたのは水本邦彦氏である。氏は検地によって創出された「属地的」な領主の村に対して、「属人的」な村人の村の存在を提示した。このような村落の二面性は歴史地理学でも歴史的領域論としてとりあげられ、近年は歴史学においても村落領域論は定着しつつある。

ところが、そこで提示された村落の形式的・実質的両側面から村落領域を検討するという試みはあまりなされていない。さらにその村落領域が村切によっていかに形成されたのかという点については、村切によって創出された近世村落が従来の中世惣村と一致していたか否かで「村切の徹底」度が論じられることはあっても、その不一致を掘り下げてみることは看過されてきたきらいがある^⑤。

そこで、本稿では太閤検地による村切に注目し、とくに村切本来の目的である村域の確定を通して、村切が村域の確定と村落領域の構成にどう影響を与えたのかをみていきたいと

現在の小字

すいた(ゴシック体)

村絵図記載の小字

すいた(明朝体)

村絵図に小字記載のない地域



※ 『伊田市史』二 付図

「吹田大字・小字図」一部修正して作成

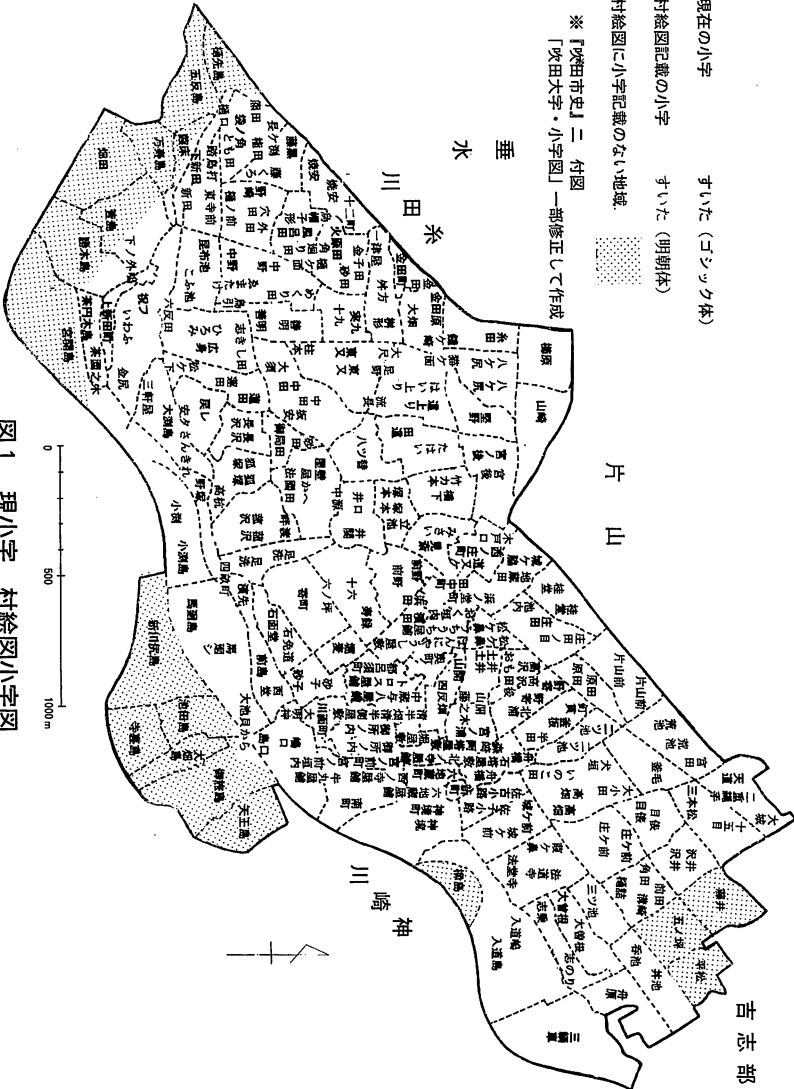


図1 現小字 村絵図小字図

推定根拠 現在の小字
 村絵図記載の小字
 通称地名および換地帳記載順

※数字は表1の小字番号

吹田砂堆

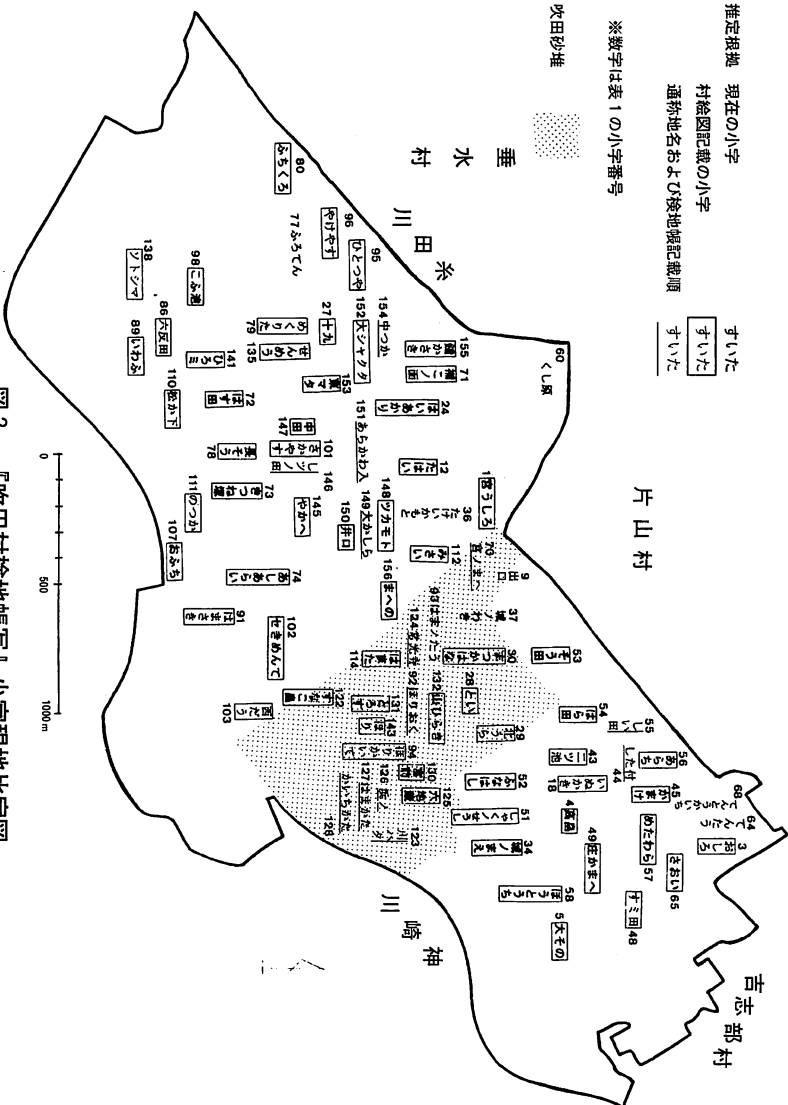


図2 『吹田村換地帳写』小字現地比定図

思う。具体的には摂津国吹田村（現在の大阪府吹田市旧吹田村。以後「吹田」という名称は近世村落としての吹田村および旧吹田村をさす。）を対象に、村落生活の基本的な要素である集落・耕地・氏神への信仰に焦点をあて、検地帳の分析と氏子圏の調査を通してそのことを考察していきたい。

一、検地帳にみる集落と耕地

(1) 小字の現地比定

明治三二年（一八八九年）の市制町村制の施行によって、江戸期の村名が大字とされ、従来の字を小字と称するようになった。字（まじり）Ⅱ小字は地域によって、名・小名・下げ名・組・方限・一筆書きなど様々な呼称があるが、地域を構成する最小単位として、その地域の歴史的特性を反映している。それは当然近世村と村落領域との関係を考察するにあたって重要な要素となると考えた。そこで、集落と耕地の分布状況を復原する前提として、小字の現地比定を行なうとともに、その変遷を見てみることにする（図1）。

まず最初に現在の小字は、現行の住居表示からは姿を消してしまっているが、自治会としてその名称と境界を残している場合が多く、通称地名としても人々の生活の中に根強く息

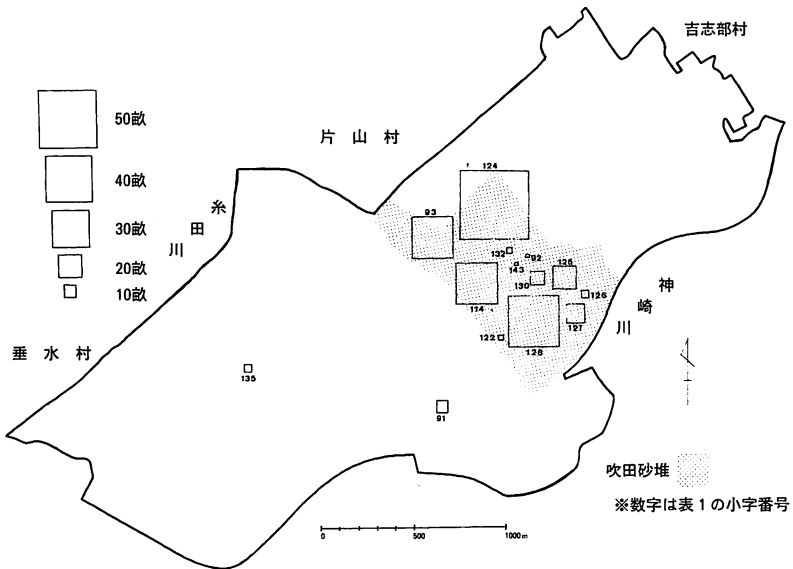


図3 『吹田村検地帳写』屋敷地分布図

づいている¹⁰⁾。これは明治の地籍図(旧土地台帳)によって作成・整理されたものであり、文久三年(一八六三年)「吹田村平七等田畑質入証文¹¹⁾」の記載からも江戸末期に遡ることが出来る。

さらに時代を遡ると、現在の小字と検地帳記載の小字をつなぐものとして、江戸時代後期の村絵図に行き当たる。村絵図は宝暦一二年(一七六二年)二月(絵図1)と寛政二年(一七九〇年)二月「摂州嶋下郡吹田村絵図」(絵図2)である¹²⁾。楕円のなかに数個の小字群と地目・面積・石高が記入してあり、各小字の境界を明確にすることは出来ないが、絵図上における小字群の記載位置・各小字の記載順序・現在の小字を考慮して、相対的な位置を比定した¹³⁾。

そして、これら現在の小字と村絵図記載の小字、さらに検地帳の記載順¹⁴⁾に拠って、検地帳記載の小字の現地比定を行なったものが図2である。まず現在の小字・村絵図の小字と検地帳の小字数を比較すると、検地帳の小字が一五七、村絵図記載の小字が一四七、現在の小字が一二一となっており、近世ならびに近代に入って小字の統廃合が進行していったと考えられる。また分布状況を見てみると、字が多い地域と少ない地域が見られ、「三本松」「沢井」「桶詰」「三ツ池」「大曾根」「志乗」以西の地域、神崎川沿いの字名に「島」のつく地域は、検地帳および村絵図には該当する小字名が記載されてお

らず、それ以後の開発と命名であることが分かる。

(2) 集落と耕地の分布

摂津国で太閤検地が実施されたのは、検地条目や施行方式が最も整っているとされる文禄三年である¹⁵⁾。吹田地域の文禄検地に関する文書は承応元年(一六五二年)写の「吹田村検地帳写」(以後「検地帳¹⁶⁾」)のみである。それは

はず田 　　ひかしノ

中 　反式畝 　　壹石六斗八升 　　与五郎
のように字名・地目・面積・斗代・登録人の順に記事がある。地目は屋敷・田・畠で、田畠は上・中・下・下々の四等級に分類されている。

中口久夫氏は、この検地帳について天和三年(一六八三年)竹中領検地帳との比較から検地施行の順序や日程の詳細な分析を行い、斗代や登録人の検討から出入作や所領分けおよび人身支配の実態を明らかにしている¹⁷⁾。

本稿では、検地における村切が、村落領域の構成とどう関係していたのかという観点に立った考察を試みるので、中口氏の土地を媒介とした人的・物的な分析に対し、土地そのものに注目して、小字ごとの地目別面積を集計し(表1)、集落と耕地の分布状況を確認する¹⁸⁾。

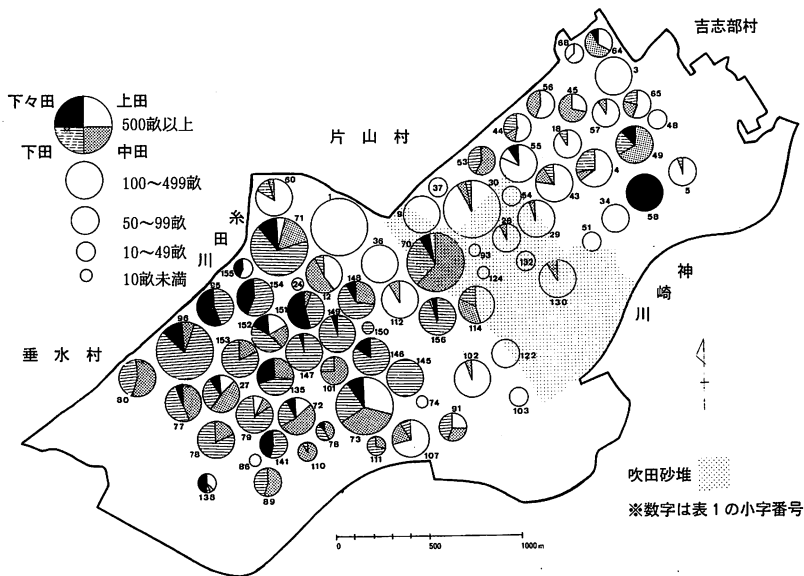


図4 『吹田村検地帳写』田地分布図

①屋敷の分布

まず屋敷の分布を示したものが図3である。これは屋敷数ではなく面積による分布状況であるが、屋敷が吹田の中心部に集中しているのが分かる。ここで、吹田村成立の重要な地理的条件として吹田砂堆と条里地割が想起される。昭和四十年（一九六五年）国土地理院発行の二万五千分の一・土地条件図「大阪東北部」によると吹田の中央部が他地域と異なる半島状の微高地となっており砂堆と分類されている。これが吹田砂堆であり、その範囲は図に示したとおりである。屋敷の集中している地域は、この砂堆上であることが分かる。

また、吹田のような近畿地方の沖積平野部は条里地割が最も典型的に分布する地域であるが、東西からそれぞれ吹田に向けて伸びている島下南部条里と豊島郡条里がこの吹田砂堆に分断されるかたちになっている。条里地割の及ばない砂堆上の地域は洪水の被害を直接受けにくいことから集落形成の基点となり、二つの条里地域を結合する機能を果たしていたと考えられる。神崎川は内陸部の河川と大阪湾をつなぐ水上交通路であり、砂堆は渡河と船泊の拠点となっており、古代より吹田は水陸交通の要地として発展してきたのである。

明治十八年（一八八五年）陸軍陸地測量部発行の仮製二万分の一地形図「吹田村」を見ると、当時の集落も高浜神社周辺と泉殿神社周辺の二ヶ所に集中しており、ここから集落が

発展していったことが後代の地形図との比較から分かる。また現在の小字名をみてもこの砂堆上の小字には「町」と名のつくものが多く、これらの地域が早くから集落として発達していたことが窺える。

高浜神社周辺の「南町」には川端垣内・牛丸垣内・中之丁垣内・布屋垣内・市場垣内などがある。また「神境町」にも「三軒垣内」と呼ばれる垣内があり、現在でも地藏盆などに数回集まっており、近世以来の「侍内」という呼び名も残っている。「神境町」は検地帳において小字単位の屋敷記載は少ないが、中口氏は分米の下に知行わけとして記載されている朱筆の「神」ならびに「神西」六十五筆の屋敷についても神境分であるとしている。さらに慶長五年（一六〇〇年）九月廿一日付「池田輝政・福島正則禁制写」の宛所に「すい田村之内しんけん村」と一村と見なされていることから、「神境」の集落としての規模の大きさが窺える。

また、泉殿神社周辺の「西ノ庄町」にも大工垣内・五ヶ垣内・中垣内・北垣内の四つの垣内がある。これらの垣内は開発の拠点であっただけでなく、吹田ではその名称に見られるように商工業に関連して形成され、生活上の結合単位であったと思われる。そしてこれは吹田の都市的性格をあらわすものとなっている。また所領わけの際にも垣内を単位としていた可能性が見られる。

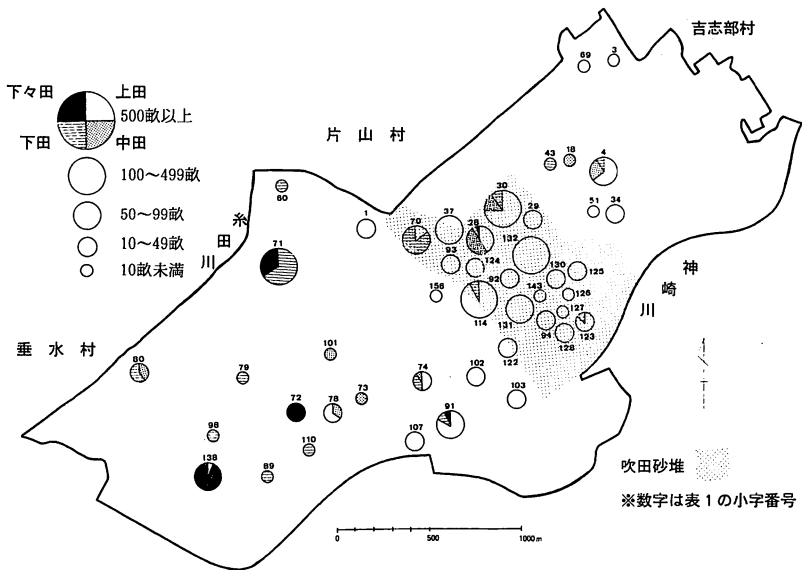


図5 『吹田村検地帳写』畑地分布図

このように屋敷が集中する砂堆上においても、高浜神社周辺と泉殿神社周辺の東西二つの「集落集合体」の存在がみてとれる。なお図3上にみえる一三五「せんめう」については、この地域は後背低地の中に散在する盛土地に合致するため、若干の住居が構えられるようになり、低湿地開発の拠点となつたと考へる³⁰⁾。

② 田畠の分布

図4は田地の分布を示したものである。概観すると地質の良い上田・中田は砂堆上および吹田北東部に、地質の悪い下田・下々田は砂堆以外の吹田西部にそれぞれ多く分布しており、「東」と「西」二つの「耕地集合体」を見出すことができる。検地帳の記載順に検地施行順をみても、上田地域は比較的早く、下田地域は遅くなっており、足場条件がよい乾田地帯から湿地地帯へ移つたという中口氏の推定が裏付けられる。

「井口」「つかもと」「まへの」など西部の湿地地帯については次の史料がある。

(前略) 沖台下田之分悉沼田水中ニ而苧取候儀就中低地之場所撰河両国之水損村々ニも無之存外之深田ニ而足之踏泊りも無御座夏中草取候節も竿竹横たへ右竹ニ尻ヲ居踏ながら泥中ニ草取苧入之節稻垣仕候而も菅丈余り之枕木ニ藁踏

ヲはかせ泥中之留りヲいたし大竿竹ニ而結廻し尤野道へ間違平泥之場所修理極難之所ニ而苧入節ハなんはト唱候而忒尺板沓を履キ相励申候且稲桿船唱候而長五尺巾四尺位之小舟似寄器ニ濡稻積ミ立(後略)

これによると、この地域が稀に見る深田であったことが分かる。そして草取では竿竹や枕木、稲刈では「なんば」と呼ばれる田下駄や「稲桿船」を用いるなど、農具や農法に特別な配慮を余儀なくされる「実ニ難渋之場所」であった³¹⁾。しかし中南部の「せきめんて」「西だう」「おふち」は川寄りの地域であるにも関わらず上田が多い。これは前述のようにこの地域が微高地になつていたからである。

また三〇「まつかはな」は現在の小字面積では小さいが、検地帳における田地面積は最大となつている。前出の村絵図ではこの「まつかはな」付近は小字記載が多く、文禄検地の時期までは比較的広い範囲をさす小字名であったのが、近世以降の集落の増加に伴ない小字が細分化されていったと考えられる。

同様に畑地の分布を示したものが図5である。史料に「当村之儀者地低之作場多御座候而冬作麦菜種植付之場所僅之儀ニ而」とあるように³²⁾、全体的に耕地面積は田地に比べて少ないが、地質の良い上田・中田と、地質の悪い下田・下々田が砂堆を挟んでほぼ対照的に分布しており、東西二つの「耕地

「集合体」は田地よりも顕著にみられる。中南部の「おふち」「西だう」「あしあらい」「せきめんて」など川寄りの地域に上畠が多いことも前述したようにそこが微高地であり、砂堆中央部が水はけの悪い土地であったことを反映している。

主な生産物は、史料にある麦・菜種のほか室町末期より生産された綿などである。また吹田の名産としては慈姑と芹がよく知られており、享保二〇年（一七三五年）刊行の『五畿内志』の一つである『撰津志』に「菰（クワヘ）芹但吹田村出」とあるほか『撰津名所図会』など諸書に散見される。慈姑の自生地は「やかへ」「井口」「中田」「ひろみ」「おふち」、移植地には「まへの」「つかもと」など西部の深田が多かったが、分布図上ではこれらの地域の耕地面積は砂堆上に比べると少なくなっている。当時は自家用の野菜生産が中心で、近世に入ってからこれらの商品作物の生産が本格化されたのであろう。

(3) 集落と耕地の關係

以上みてきたように、集落と耕地それぞれの分布形態からともに東と西二つの「集落集合体」と「耕地集合体」が存在していたことが分かる。この東と西の空間認識であるが、実際に近世では次のように砂堆から東を「上野」、西を「下野」

と呼んでいた。

上野与唱候場所者不残井戸水汲揚修理仕候且又下野与唱候場所之内過半仕掛ケ水亦々踏車を以養育仕候其余下田与唱へ水損場ニ御座候

この史料から、上野は井戸による灌漑、下野は井路による導水という用水形態の相違も明らかになる。また、この上野と下野という区別は、砂堆中央部のほうが低く神崎川沿いの地域のほうが微高地であるという地形的条件に起因するものであることに留意したい。

そして、この東と西の空間認識は、「西ノ庄」という地名からも当然荘園制との関連を想起させる。「西ノ庄」とは吹田西庄に因んだ名称である。吹田庄は貞観七年（八六五年）に立荘し、醍醐寺末寺清住寺に寄進されて醍醐寺領となった。そして平安末期には清住寺領「吹田東西庄」に伊勢役夫工米等が免除されているように、東西二つの庄に分かれていた。中世の吹田は、この醍醐寺領および興福寺領吹田庄のほか成枝御領・崇禅寺領が複雑に入組んでおり、それぞれの位置關係は明確でない。

また、中世後期の吹田の所領分布を知る史料として寛正二年（一四六一年）「中島崇禅寺領目録」があり、崇禅寺領のうち忍頂寺名と倉殿名半濟分、倉殿名一色方半名分ならびに山田名が散在していた。検地帳の「たるみの」「せうしの」

「くろと」「かたやまノ」など登録人の肩書きを見ると、近隣の垂水村・小路村・蔵人村・片山村からの入作があったことが分かる。木村礎氏は、検地の時点では出入作の存在は極めて一般的であり、それは中世後期の分散的な名経営を反映したものであるとするが、まさに吹田はそのようなケースである。

このような状況において農民は、同じ集落に居住しながらもそれぞれの名を耕作するという名に付随した性格を持っていた。実際に登録人の土地保有状況を見ると、最大の土地保有者であった与三兵衛は、高浜神社付近に居住しているが、その保有地は吹田全域に散在している。また、その保有地は比較的「下野」地域に多く、そこには次章以降で詳述する「集落集合体」と「耕地集合体」の統一や近世に入ってからの新田開発の萌芽を見てとれる。

つまり、耕地の集積や開発は名による分散的な土地保有状況に即したかたちで行なわれ、その後生産性の向上に呼応して集落も拡大していったのである。小字の地域的偏差や統合も、「集落集合体」と「耕地集合体」それぞれの発展を示しており、さらに全体的な小字の範囲の拡大からは近世村落・吹田村全体の発展のようすがうかがえる。

二、氏子圈にみる信仰領域

(1) 神社と祭祀・御旅所

検地および村切の有無に関わらず、村落生活の基本として宗教的結合があげられる。村落生活において神社・寺院・寺庵・堂・社などは、それぞれが信仰の拠点としての役割を果たし、村落生活に深く関わっていた。なかでも寺院が個人の信仰に基づく存在であるのに対し、氏神は村落全体の信仰に基づき、共同作業を旨とする農耕とも深く結びついていた。氏神に対する信仰は必然的に地縁的性格を持ち、氏神そのものよりも、神社の存在こそが共同体の象徴として重要な意味を持っていた。

吹田の神社に関する記録は、元禄五年（一六九二年）「吹田村神社吟味帳写」、天保一四年（一八四三年）「吹田村明細帳」^④があり、氏神牛頭天王社（高浜神社）・氏神牛頭天王社（泉殿神社）・氏神春日大明神社（春日神社）の三社が吹田村の氏神社であったことがわかる。

春日神社の正確な勧請年代は未詳である。吹田が興福寺春日社領あるいは西園寺家領となった際に莊園鎮守として勧請されたものと思われ、江戸時代は他の二社と同じく氏神として尊崇されていたが、明治四一年（一九〇八年）高浜神社に合祀された。

高浜・泉殿の二社は延喜式にも記載はなく正確な由緒は不明であるが、ここでこの二社の類似性に注目したい。明治二八年（一八九五年）の「神社明細取調方」によると、いずれも貞観一一年（八六九年）播磨国から祇園に勧請された牛頭天王の神輿が吹田の地に止まったものを祀るといふ縁起をもっている。これは前述した貞観七年（八六五年）の吹田庄の立庄、さらに後に吹田庄が東西二庄に分かれたことと関係していると考えられる。この二社の類似性はなによりもその祭祀に見出すことができる。

高浜神社の船遊祭は当初は神輿を担いだまま安威川を下る水中神事であったが、明治一九年（一八八六年）コレラの流行によって舟渡御に変わった。神事としてはこの舟渡御が中心であるが、民俗行事としては太鼓が祭祀の中心的存在となっている。まず本殿で神楽が奉納され、続いて地車が出され現在の御旅所である春日神社へ向かう。御旅所に着いた後、神社の裏手から舟渡御を行なうのである。祭りの日は旧暦六月十五日であったが、明治二〇年（一八八七年）に新暦五月十五日に変更され、現在この祭祀自体が五月四・五日の神幸祭（渡御祭）に形を変えている。

泉殿神社の例大祭も以前は五月二〇日であったのが現在は五月三日となっており、高浜神社の祭祀と同時期である。祭祀の内容も類似しており、本殿前で獅子舞が奉納された後、

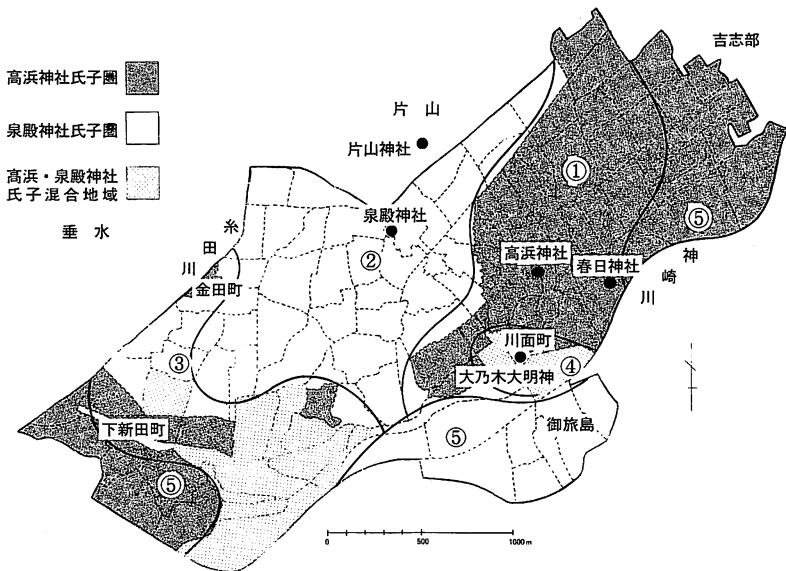


図6 高浜神社・泉殿神社氏子分布図

神輿と太鼓が御旅所の川面町の大乃木大明神に向かう。このときに高浜神社の前を通るが、祭礼の際に別の神社を経由して御旅所へ向かうというのは特徴的な事例である。また、嘉永三年（一八五〇年）六月「西之庄町祭礼につき請書」の文政三年（一八二〇年）の記事には、

申渡

一、其村両氏神例年夏両度祭礼之節諸事取締方改正左之通

一 神輿舁 三拾五人

一 太鞆舁^(鞆) 三拾五人

右者神輿舁并はやし太鞆之儀夏両度共御料方私領方申合舁番町る差出候人数向後書面之通相定メ其度々御料私領共名前書差出し祭礼当日村役人差函之刻限無遅滞可罷出事

とある。二社の祭礼は同時に把握されており、その性格の近さを垣間見ることができる。

また二社の御旅所の位置も興味深い。もともと吹田西庄の莊園鎮守として勧請された泉殿神社は、近世には御料の社と言われていた。神崎川沿いにはその御料領民が多く住んでいたことから川面の集落内に御旅所が出来たと思われるが、川面町は砂堆上の高浜神社を中心とした「東」の集落集合体に

属する地域である。そしてこの川面町の対岸にかつての高浜神社の御旅所があった御旅島があり、ここから二社が時期と場所をほぼ等しくして神を迎え祀っていたことがわかる。

(2) 氏子圏の分布

莊園鎮守として地域に勧請された神社は、祭祀組織として名を単位とした宮座を有する場合が多く、その宮座の主体は名主層や在地豪族であった。しかし中世後期に名経宮が解体すると、名主層や在地豪族は村落支配から離れ、それに代わって村落民自身が村落生活の主體的な担い手となってくる。そのような社会構造の変化に伴って、中近世移行期に村落本位の氏子組織が成立するのである。

氏子については、まず和歌森太郎氏が「神社にとって最大の祭祀圏をなす」とし、「氏子のできる祭祀圏は常にその外郭におり、その外側にはもはや別に祭祀圏をもつところはない」としており、萩原龍夫氏は古代氏人制↓中世宮座制↓近世氏子制の変遷を提示している。宮座が特権的・封鎖的であるのに対して氏子はより純粹に村落民の信仰が反映された純粹に地縁的な性質を持っているのである。

また村落領域との関係から見ると、大越勝秋・矢守一彦両氏は、共同祭祀圏が行政単位としての近世村を超越した郷・莊の境域内での村落結合を反映しているとしており、山澄元

氏は近世の郷・荘は郷社の氏子圏と対応するとした。そこで本稿では、これらの視点を引き継いで、地域信仰の最も根幹であった氏神社の氏子圏に着目してその信仰領域を検討してみた。

高浜・泉殿二社および氏子への聞き取り調査によって、氏が所属する自治会を該当する現在の小字におとしたものが図6である。まず氏子圏が飛び地状に錯綜していることに注目できる。これらを①高浜神社周辺部②泉殿神社周辺部③吹田西南部④吹田中南部⑤吹田外縁部の五つのグループに分類した。以下、それぞれのグループを分析してみる。

まず①②は神社に近接し祭祀の執行役となる最も中心のかつ古くからの氏子圏である。したがってこれを「前期氏子圏」とする。高浜神社の祭祀ではこの①に属する都呂須町・南町・神境町・六地藏町・奥町(西奥・堀奥)・宮ノ前町の順に一年交代で神輿のかき番を回す。また泉殿神社についても御旅所のある川面と②に属する西の庄・浜の堂・田中町が順に神輿かきを勤めている。これらに隣接する地域も集落の発展に応じて拡大していった氏子圏であると考えられる。

③は高浜神社の氏子圏でありながら泉殿神社の氏子圏をはいさんだ形で飛び地状に存在するものであるが、とくに目をひくのは金田町である。検地帳に該当する小字の記載がなかったように、慶安四年(一六五一年)ごろに開発された新田で

あり、前述の文祿検地の段階では田地は存在しない。これは六地藏に住んでいた者が移住していった出在家村であるため、位置的には泉殿神社に近いにも関わらず本村(本家)と同じ高浜神社の氏子となつてゐる。この金田町は糸田川沿いの地域で唯一旧天井川の微高地となつており、それがここに独立した出在家村ができた理由であろう。

④も同様に高浜神社の氏子圏をはいさんだ泉殿神社の氏子圏である。川面町は前述のとおり、御旅所として現在の祭祀の執行役も勤めている地域である。③④の氏子圏は①②の前期氏子圏より時期的に下つてからの集落及び耕地の発展に応じて展開された氏子圏であるため、「中期氏子圏」とする。

そして⑤は文祿検地の段階では検地帳に記載されていない地域であり、必然的に③④よりもさらに時代が下つてからの氏子圏であるため、「後期氏子圏」とする。これらの地域は前出の絵図にもあるように江戸時代には神崎川に分断された地域すなわち旧河道であった地域で、現在の小字名をみても「島」のつく名称が目立つ。御旅島はかつての高浜神社の御旅所であったことからこの名がついたと思われるが、絵図によればこれも江戸時代は流作場であった。時代は下るが、大正以降最初に御旅町に移り住んだのが川面町の人々であった。さらに高浜神社の御旅所が春日神社へ移ったこともあり、かつて高浜神社の御旅所であった御旅町が最終的に泉殿神社の

氏子圏となっているのである。

なお、参考までに泉殿神社の近くに鎮座する片山神社についても氏子圏の範囲を確認した。その結果片山神社の氏子圏は基本的には吹田地域には及ばず、旧片山村(大字片山)内で完結していた。このことから吹田村と周囲の片山村・吉志部村・垂水村との村落境界が判明し、近世吹田村の境域が明確になった。

三、吹田村における村落領域と村切

まず、一章での検地帳による集落と耕地の分布から、集落は砂堆上に集中しており、垣内の存在からも吹田東西庄をひきついで「東」と「西」の二つの「集落集合体」の存在を確認することができた。出入作の存在にも見られるように中世の分散的な名経営が残存していたため、耕地は分散傾向にあったが、それでも砂堆以東の「上野」と砂堆以西の「下野」という、二つの「耕地集合体」が明確にみとれる。

つぎに、二章での神社の祭祀と御旅所ならびに氏子圏の分布をみると、高浜神社と泉殿神社それぞれの氏子圏である「東」と「西」の二つの「祭祀共同体」を想定できる。これは一つの近世村に二つのほぼ同格の神社が存在するという疑問を解決するものである⁶⁾。そして前期・中期・後期という氏

子圏Ⅱ祭祀共同体の展開からは、近世村落吹田村として「集落集合体」と「耕地集合体」が統一されていく過程を見出すことができるのである。

このように、「吹田村」は村切によって近世村落として成立した時点でも、「集落集合体」と「耕地集合体」および「祭祀共同体」からみれば「東」と「西」二つの村落領域に分かれていた。これは、村切によって創出された形式的な支配単位としての村と、実質的な生活・生産の単位としての農民の村とがくいちがいを見せている事例であり、当然出入作争論や分村運動の可能性を内包するものである。それでは、なぜ村切の時点で支配者側は二村にしなかったのか、また村人達もその後分村しなかったのだろうか。

その理由の一つは耕地の状態である。中世後期の吹田は分散的な名を中心とした入組み状態であり、それは近世では所領の入組みとして引き継がれている。このような入組み状態において名を耕作する農民は、同じ集落に居住しながらもそれぞれの名田を耕作するという名に付随した性質を濃くし、集落を中心とした村落結合は希薄なものとなってしまふ。集落だけを考えれば「東」と「西」の二つの集落集合体として機能することも可能であるが、耕地については、地質のよい「東」と地質の悪い「西」の生産力は非常に不均衡なものとなる。「集落と耕地の統一」としての「村落」を考え

表1 『吹田村検地帳写』集計表(単位は左欄が畝、右欄が歩)

番号	小字名	屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畠	中畠	下畠	下々畠	合計							
1	宮うしろ		598	24			11	23			611	7						
2	かまわり		57	15	6	0					63	15						
3	おしろ		190	20			9	10			200	0						
4	高畠		157	5	11	0	61	5			310	17						
5	大その		50	0			5	0			55	0						
6	四ノ二		9	0	3	0	44	0			56	0						
7	山畠				6	20				5	15	12	5					
8	山ノ下		27	10								27	10					
9	出口		194	3								194	3					
10	つゞみのはたけ		81	25								81	25					
11	そり田		34	10								34	10					
12	たはい		106	2	114	14	19	20				240	6					
13	おく畠		32	0			40	3				72	3					
14	木ノ下		10	20	7	15						18	5					
15	うた				3	0				0	20	3	20					
16	城内		8	0	1	0						55	13					
17	やくしたう		43	18			43	2	18	23	25	2	0					
18	いぬかき		77	18					8	10				94	28			
19	五反田		52	1	3	5	14	10						69	16			
20	はなふせ		56	20	26	0								82	20			
21	ミそしり		3	10	36	20	47	20			0	20		88	10			
22	せしかち				6	5			4	20				10	25			
23	さふかち		159	28	58	19	37	20			3	20	4	20	264	17		
24	はいあかり		8	0										8	0			
25	しほか町		11	25	43	20	33	10			1	1		89	26			
26	八子田		20	15	1	10	16	5			2	15		40	15			
27	十九		14	16	65	0	35	5	10	24				125	15			
28	とい		32	15	2	10			41	24	49	25	2	25	2	0	131	9
29	北うら		135	21	1	15			10	5				147	11			
30	まつかはな		1000	3	29	0	21	25	168	28	37	5	21	20			1278	21
31	山ノ田		101	25					46	15	3	0		151	10			
32	上ノまへ		53	0					36	20				89	20			
33	ふる城				19	0								19	0			
34	城ノまへ		50	0					24	2				74	2			
35	かた山畠		169	10					25	15				194	25			
36	たけいかもと		131	1										131	1			
37	城ノわき		32	15					64	17				97	2			
38	した田								28	10	24	25		53	5			
39	しりへ		47	10										47	10			
40	蔵の田						3	0	1	0				4	0			
41	中道		55	24	5	0								60	24			
42	やうたう		3	20					6	5				9	25			
43	ニツ池		82	0	19	0	7	10				3	2	111	12			
44	した付		52	3	8	10	28	10						88	23			
45	かまけ		18	27	47	20								66	17			
46	たかた		28	24	19	15	2	10	19	2	1	20		71	11			
47	かう北		19	25	12	21	9	0	4	20				46	6			
48	すミ田				12	0								12	0			
49	庄かまへ				91	23	27	20	20	10				139	23			
50	山さき		38	23					4	18				43	14			
51	しゃくノせうし		27	5					2	0				29	5			
52	ふなはし		12	15										12	15			

53	そう田					33	28	23	11											57	9
54	はら田		17	20																17	20
55	しい田		97	0	18	20				8	15									124	5
56	あらち		45	20	36	0														81	20
57	めたわら		51	23	5	20														57	13
58	ほうとうち									142	25									142	25
59	ほう				10	0														10	0
60	くし原		176	23	32	15	1	5						8	10					218	15
61	こもたれ				65	15	60	0						3	20					129	5
62	はんたのめ		83	27																83	27
63	小に		9	3	5	0														14	3
64	てんたう		14	5	32	18			1	0										47	23
65	さおい		31	18	11	20	13	0												56	8
66	明神前		418	2	241	19	206	20	16	15	41	25	6	2	2	25				933	18
67	出田		44	0	43	15	23	15					8	20	7	15				127	5
68	てんとうかいち		14	0	7	24	0	15			6	25								29	4
69	道ノ下		88	0	103	0	253	18			1	10	1	5	57	0				504	3
70	宮ノまへ		783	23	359	15	32	5	2	0	5	21	32	2						1115	6
71	襦こノ面		11	10	134	15	523	6	87	0					33	5	17	5	806	11	
72	はす田		31	24	106	25	58	28	11	15			0	24			11		221	16	
73	きつね塚		270	5	297	20	205	10	80	27			7	15	0	10			861	27	
74	あしあらい		6	0							10	0	7	15	3	0				26	15
75	嶋さき		106	15	25	10	8	20			26	0	6	5						172	20
76	やけはな				15	0														15	0
77	ふろてん				79	18	90	19	5	10										175	17
78	長そう				18	21	17	5	5	0			7	26	14	13				63	5
79	めぐりた		25	16	23	0	242	29							1	15				293	0
80	ふちくろ				76	5	58	0					5	24	8	0				147	29
81	おとりてん				76	15	31	25							10	0				118	10
82	大かしち		8	10	58	5														66	15
83	おいけこ		194	5							9	0								203	5
84	かとや		21	18							3	20								25	8
85	やけすはら				56	5	25	20	47	20										129	15
86	六反田				9	10														9	10
87	おいノはま				7	10	1	0							11	20				20	0
88	内ノ浜				54	13									1	0				55	13
89	いわふ				26	0	24	0							1	0				51	10
90	はかますり				25	0	2	0												27	0
91	はまさき	10		18	10	21	10	30	20		69	8			13	5	4	0	167	17	
92	ほりおく	3									17	20								20	24
93	はまノたう	37		2	20						14	18								55	2
94	ほりかいて										2	25								2	25
95	ひとつや						47	10	53	5										100	15
96	やけやす				51	0	496	7	93	24										641	1
97	ひらき?				76		128		67											498	10
97	ほんなミ				76	0	57	15					37	15	6	0	16	0		193	0
98	こふ池				42	5	185	25							0	20				228	20
99	いと				5	16	50	19					3	13						59	18
100	河浦はま				11	1	31	20					27	24	19	5				89	20
101	さかやす				39	23	13	10					2	16	0	10				55	29
102	せきめんで		95	22	5	1					11	28								112	21
103	西だう		12	17							23	21								36	8
104	ひろしは						2	20			31	26			1	8				35	24

た場合は、共同体としての結合を強化するため、耕地を集約させ生産力を安定させる必要があったのではなからうか。

もう一つの理由は神社の形態である。高浜神社と泉殿神社とともに吹田庄が東西に分かれた際に牛頭天王を氏神として成立しており、その祭礼の形態も類似している。中世では、より大きな共同体としての行動が必要な場合に、郷全体で一つの鎮守を祀ることによって結合を強めるのが一般的な傾向である。吹田村内で完結しつつも錯綜した氏子圏と横断的な御旅所設定からは、それぞれが東庄・西庄の荘園鎮守でありながら二社で一郷の鎮守となっていたことがうかがえる。さらに吹田においては二村を分割、つまり二社を分離することはこれらの相互補完的な祭礼の形態からも不可能であり、そうなった場合、郷の鎮守としての機能を十分に果たせなかったと考えられる。

つまり、吹田村における村切は、「集落集合体」単位ではなく郷全体の検地が行われ、近世村落としての境域が確定されたのである。これはまさしく東西二つの「集落集合体」と「耕地集合体」から「集落と耕地の統一体としての村落」へ向かう過渡的な実態に即したものであったといえる。

近世に入ってからの中の支配体制からみれば、吹田は仙洞御方・柘植氏知行所・竹中氏知行所の三方入組地である。

さらに「吹田村西之庄分宗門改帳写」、「吹田村堀奥分宗旨御

改人数書」などから、吹田村が西ノ庄・堀奥・東之庄の三地域に分かれており、それぞれが独立した一つの村として機能していた。竹中領は「東之庄」御料は「西之庄」とされており、明治にはそれぞれ「東組」「西組」と改称され、柘植領は「中組」のちに「南組」と称した。当初は吹田庄の東西分化によって発生した「東」と「西」の二つの村落領域は、そのまま村落生活に組み込まれ村落民のものとなる。近世の支配体制はこの村落領域に従うかたちとなっているのである。

むすびにかえて

吹田村は地理的環境に従うかたちで集落と耕地を展開させ、氏神への信仰を通じて結合したが、これこそが吹田村の村落領域を構成する基本構造である。生活の場としての村落は、地理的環境も含めてこのような生活の中で実感できる基本的な要素によってまず構成されるのではないだろうか。そしてそれが近世的な支配体制が浸透する場面においてもより根強く村落の基盤となっていくと考える。

吹田においては、この基本構造に即した境域の確定がなされ、東西二つの「集落集合体」・「耕地集合体」および「祭祀共同体」と、「集落と耕地の統一体としての近世村落」という二種類の村落領域に従うようなかたちで近世的支配体制

は展開していくのである。

本稿では、基点となる太閤検地から、集落と耕地に関しては古代にまで遡り、氏子圏については現代までの村落の変遷を遠望することができたように思う。今後この基本構造を下地として、村切後の村落がどのような変容を見せていったのか、水利や開発の諸相から追及していきたい。

注

- (1) 最近の研究では、秋澤繁「太閤検地」(『岩波講座 日本通史 十一』一九九三年)、田中誠二『近世の検地と年貢』(塙書房、一九九六年)、中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』(校倉書房、一九九六年)、池亨「荘園の消滅と太閤検地」(『講座日本荘園史 4 荘園の解体』吉川弘文館、一九九九年)などがある。また本多隆成編『戦国・織豊期の権力と社会』(吉川弘文館、一九九九年)が検地の諸問題を中近世移行期研究の総括として整理している。
- (2) 池上裕子「織豊期検地論」(永原慶二・佐々木潤之介編『日本中世史研究の軌跡』東京大学出版会、一九八八年)。
- (3) 田中圭一「帳箱の中の江戸時代史 上」(刀水書房、一九九一年)、田上繁「前田領における検地の性格について」(『史学雑誌』一〇二巻一一〇号、一九九三年)など。

(4) 有光友学「近世畿内村落の成立をめぐる」とくに「村切」と分村の問題」(静岡大学人文学部『人文論集』二〇、一九六九年)。

(5) 水本邦彦「近世の村社会と国家」(東京大学出版会、一九八七年)第二章「村社会と幕藩体制」。

(6) 山澄元「近世村落の歴史地理」(柳原書店、一九八二年)。

(7) 村落の領域的構成・生活空間の構造を捉えようとする村落領域論は福田アジオ「ムラの領域」『歴史評論』三七四、一九七九年)にはじまる。その後、水野章二「中世村落と領域構成」

『日本史研究』二七一、一九八五年、田村憲美「畿内中世村落の「領域」と百姓」『歴史学研究』五四七、一九八五年(のちに『日本中世村落形成史の研究』校倉書房、一九九四年所収)などによって、村落領域の形成は中世後期に顕在化し、近世に定着することが提示された。

(8) 福田アジオ氏は「支配の村・生活のムラ」(『木村礎著作集Ⅳ 村の世界 視座と方法』月報、名著出版、一九九六年)で、「今後の研究は、支配の村と生活のムラの相互の関係を、一方を軽視したり、無視することなく、正当に位置づける方向に向かわねばならないであろう」と述べている。また、最近、吉田ゆり子「上粕村の村切りと共同体」(石井寛治・林玲子編『近世・近代の南山城』東京大学出版会、一九九八年)が出された。

(9) 福田アジオ氏が「村落生活の伝統」(『日本民俗学講座』二、一

九七年、のちに改題「ムラの展開」、『日本村落の民俗学的構造』弘文堂、一九八二年所収）で指摘するように、小字はあくまでも大字に対する言葉であって、現在の地籍表示においても公的に使用されていない。福田氏は「小字は大字内の土地の区画の意味だけに限定し、集落やムラの意味に使用することはさけるべきである」としている。本稿でも集落やムラの意味ではなく、あくまでも「地域の構成単位」の一つとして、多くの呼称を統一する意味で一般的にこの呼称を使用する。

(10) 吹田市資料「住居表示整備事業の概要」一九八七年。

(11) 巨弘文書『吹田市史』第六巻、一六四号。

(12) 吹田市立博物館蔵。気比家は代々旗本柘植氏の家老を勤めた旧家である。絵図1と絵図2の村絵図は大きさと小字表記に関して若干差異が見られたが、記載内容はほぼ同一であった。また絵図2の裏面に絵図1と同じく宝暦十二年二月の記載も見られることや、全体的な作図表現からこの二枚の絵図がほぼ同時期に作成されたものと思われるため、本稿では一枚の比定図にまとめた。絵図全体の写真を掲載することは諸般の事情から差し控える。本稿ではこの「摂州嶋下郡吹田村絵図」は検地帳分析の参考史料としてその記載小字のみをとりあげた。

(13) 「おく垣内」「中蔵与八屋敷」など一般的な小字とは異なる名称もあるが、絵図ではこれも小字と同質と見なして記載されていることから、小字数に入れている。

(14) この『吹田村検地帳写』（文禄検地帳）は三分冊になっており、三冊分の合計高を記したものが第三冊とし推定されるほかは不明とされていた。中口久夫氏は前掲論文で、検地施行順序の推定と、天和三年竹中領検地帳の各筆に付してある番号の始めの部分が字宮後にはじまることから、市史では第三冊としてあるものを第一冊と推定しており、本稿でもその施行順・記載順に従う。

(15) 速水佐恵子「太閤検地の実施過程」『地方史研究』六五、一九六三年）、前掲秋澤論文。

(16) 早田隆三文書『吹田市史』第六巻、三一号。

(17) 中口久夫「文禄三年摂州太田郡吹田村検地帳の分析」『吹田の歴史』4、吹田市史編さん室、一九七六年）。吹田村には他に旗本領竹中方に寛文・天和の検地帳各三冊と御領方に延宝検地帳一冊が残されており、中口氏は前者について「吹田村旗本竹中領寛文・天和検地帳について」『吹田の歴史』5、一九七八年）で分析している。

(18) 集計に際しては、中口氏推定の施行順に従って小字に番号を付し、同一の小字は最初の番号に一括した。また「かいち」「かいと」「里内」「さとの内」「ひらき」「ゑい田」「ゑん畠」などの一般的な小字名ではなく、その小字に付随した土地の性格を現していると考えられる名称も若干見られた。これらについては明らかに直前に記載されている小字に属するものは一括し、

正確さを期しがたいものについてはそのまま小字名とした。

(19) 金田章裕「条里と村落の歴史地理学的研究」(大明堂、一九八五年)、同「中世の村落」(藤岡謙二郎ほか編「講座考古地理学」

4「村落と開発」学生社、一九八五年)。氏はとくに歴史時代の村落研究において微地形へ着目し、条里地割の分布は微地形の制約を強く受けるとしている。また「条里」プランは非常に合理的な土地表示システムであったため土地管理の基礎として長期にわたって使用されつづけ、境域の確定や荘園内の土地管理においてもしばしば使用された」と指摘する。

(20) 前田昇「吹田砂堆」(吹田市史編さん室『吹田の歴史』二、一九七四年)。

(21) 『豊中市史 第一巻』一五四頁付図、一五五〜一五六頁、島田次郎『日本中世村落史の研究』(吉川弘文館、一九六六年)

口絵写真、一〇一頁ならびに第一一三図、服部昌之「律令国家の歴史地理学的研究」(大明堂、一九八三年)。

(22) 毎年、吹田市教育委員会より刊行される「埋蔵文化財緊急発掘調査概報」の発掘報告でも、この砂堆上に縄文時代から中世にかけての集落遺構が数多く存在していることが分かる。また前出の前田氏は「低湿な淀川の氾濫原では一、二メートルとの僅かな高低差が集落立地には非常に重要であり、標高五メートルを越す吹田砂堆の微高地は淀川下流の平野の中ではまことにきわだった存在であった」としている。

(23) 『吹田市史』第一巻、二八九頁。

(24) 『吹田市史』第一巻、五八〜六二頁。

(25) 中口氏前掲論文。

(26) 橋本義敏文書(『吹田市史』第六巻、一号)。

(27) 中口氏前掲論文。なお、氏は神境が環濠集落であったことを明らかにしている。

(28) 寛正二年(一四六一年)「崇禪寺領目録」(『吹田市史』第四巻、二六四号)に「奥の木工作」とあるのは、大工垣内に関係していると思われる。

(29) 中口氏前掲論文。

(30) 前出土地条件図「大阪東北部」による。

(31) 文久三年(一八六三年)「検見方につき竹中領吹田村百姓願状写」(『吹田市史』第六巻、五八号)。

(32) 註31に同じ。

(33) 『吹田市史』第二巻、一一二頁。

(34) 巨節「地名の由来・その13」(吹田市役所刊『すいた今昔』一九六五年)。

(35) 巨節「くわい考」(吹田市役所刊『すいた今昔』一九六六年)。

(36) 元治元年(一八六四年)「小作関係につき吹田村地持百姓願状写」(『吹田市史』第六巻、一二二号)。

(37) 前出土地条件図「大阪東北部」。また中口氏も前掲論文で同様に指摘している。

- (38) 「醍醐雜事記」(『吹田市史』第四卷、三九号)。
- (39) 「醍醐雜事記」(『吹田市史』第四卷、四〇号)。
- (40) 「摂津国司庁宣案」(『吹田市史』第四卷、一〇五号)。
- (41) 宮川満「崇禪寺領目録と吹田」(『吹田市史編さん室』吹田の歴史 1、一九七二年)。
- (42) 木村礎・高島祿雄編『耕地と集落の歴史』香取社領村落の中世と近世」(『文雅堂銀行研究社』一九六九年)三〇七〜三〇八頁。
- (43) 上井久義「中世村落と社・寺・堂」(『日本宗教史研究会編』共同体と宗教』日本宗教史研究五、一九七四年)。
- (44) 『吹田市史』第六卷、一八五号、七八号。
- (45) 巨節『吹田志稿』八頁。
- (46) 「泉殿神社文書」。
- (47) 『吹田市史』第八卷、五二〇頁。
- (48) 西之庄共有文書『吹田市史』第六卷、一九五号。
- (49) 中口氏前掲論文。氏は他の泉殿神社の氏子が御料であるのに対し、中村のみ竹中領となっている点については、金田町の場合と異なり支配や旧村との関係ではなく地縁的結合を重視して地下の氏神について、と指摘している。
- (50) 高浜神社・泉殿神社および『吹田市史』第八卷、五二〇頁。
- (51) 原田敏明『村の祭祀』(中央公論社、一九七五年)。
- (52) 和歌森太郎『中世協同体の研究』(清水弘文堂書房、一九五〇年)七頁。
- (53) 萩原龍夫『中世祭祀組織の研究 増補版』(吉川弘文館、一九七五年)。氏は戦国期の氏子について①ひとつの村にひとつの神社という基準の形成②氏子地域の形成、という特徴をあげている。
- (54) 藤岡謙二郎ほか編『歴史地理・郷土地理』第二編第二章第五節一九五八年、大越勝秋「和泉の宮郷の分布と成立」(『人文地理』一四一六、一九六二年)。
- (55) 調査した氏子圏は現在のものであるが、氏子はその性質上基本的に継続性を持ち、極端な変質しない。ここでは現在の氏子圏が近世以前の氏子圏を復原する十分な材料になりえると考えた。したがってここでは現在の小字界で氏子圏を分類している。
- (56) ただし西奥以下は「四町かき」として四つが一組になって当番を勤めている。
- (57) さらに続いて成立した下新田・上新田とともに吹田三新田と言われており、いずれも堤防に沿った集落であるため堤新家と呼ばれていた。
- (58) 前出「土地条件図」。
- (59) 前章参照。
- (60) 前出「摂州嶋下郡吹田村絵図」。
- (61) 萩原前氏掲著書。
- (62) 高牧實『幕藩制成立期の村落』(吉川弘文館、一九七三年)第二章では、そのような耕地の集積や集約的な農業経営の推進が、

「農民闘争の母体としての」村落結合の強化につながるという論点を提示している。本稿では村落を農民闘争の母体として位置付けすることは十分に出来ないが、今後これらの視点をふまえて検討を深めていきたい。

(63) 『吹田市史』第六卷、六七号、六八号。

(64) 巨氏によると、「ほりおく」「奥」は東之庄の本村あるいは高浜神社からみて奥にあるから奥村といわれるようになったほか、「ほり」(堀之内)は神崎川と三方の堀に囲まれた環濠集落であったと伝えられている(巨節「地名の由来」その7『すいた今昔』一九六五年)。

(65) 中口氏前掲論文。

(関西大学大学院博士後期課程

(付記)

本稿作成にあたっては吹田市立博物館の田口泰久氏、関西大学文学部教授(歴史地理学)の高橋誠一先生より懇切なご教示を賜りました。また高浜神社、泉殿神社、片山神社ならびに近隣の皆様には大変お世話になりました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。